

○第4次計画における評価指標

施策の柱	No	評価指標	現状(R2)	目標(R8)	目標値の考え方	追加の観点
新	①	消費生活センター及び消費者ホットライン(188)の認知度	消費生活センター 61.4 %	80.0 %	目標を達成していないため、現状維持とする。	
			消費者ホットライン 40.9 %	80.0 %	同上	
	②	消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	42.4 %	100.0 %	きめ細かな見守り体制を構築するため、全市町村の設置を目指す。	高齢者や障害者等の対策
	③	相談員の資格保有率	36.0 %	75.0 %	国(消費者基本計画)と同じ目標とする。	消費者行政の基本
④	相談員の研修参加率	89.0 %	100.0 %	相談能力の向上のため、すべての相談員が国等が実施する研修に参加することを目指す。		
2, 3	⑤	消費者啓発事業への年間参加者数	10,416 人	対前年度増 人	一人でも多くの県民に啓発することが重要であることから、目標人数は設定せず、対前年度増を目指す。	
新	⑥	若年者(20歳未満)の消費生活センター及び消費者ホットライン(188)の認知度	消費生活センター 40.1 %	80.0 %	①の目標に同じ。	成年年齢引下げに係る若年者の対策
			消費者ホットライン 39.9 %	80.0 %		
新	⑦	消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施率	88.2 %	100.0 %	高校在学中に大半が成年になるため、県内すべての高等学校(定時・通信制、高等専門学校、特別支援学校を含む)での実施を目指す。	
新	⑧	エンカル消費の認知度	(現状値なし) %	30.0 %	国(消費者基本計画)と同じ目標とする。	SDGs推進

※③「相談員の資格保有率」及び④「相談員の研修参加率」の現状(R2)の数値は、令和2年4月1日時点のものである。

○現行計画の評価指標

施策の柱	No	評価指標	現状(R2)	目標(R3)	達成状況
1	①	消費生活センター及び消費者ホットライン(188)の認知度	消費生活センター 61.4 %	80.0 %	未達成
			消費者ホットライン 40.9 %	80.0 %	未達成
1	②	消費生活相談窓口紹介ネットワーク構築市町村数	40市町村	40市町村	達成
2, 3	③	消費者啓発事業への年間参加者数	10,416 人	20,000 人	H29 : 13,759人 未達成 H30 : 21,854人 達成 R元 : 23,079人 達成 R2 : 10,416人 未達成

→上記第4次計画の①へ

→上記第4次計画の②(次のステージ)へ

→上記第4次計画の⑤へ